様式第十一号(第十六条関係)

(表　　面)

<table>
<tr><td colspan="5">第　　号

児童扶養手当認定通知書</td></tr>
<tr><td colspan="2">受給者氏名</td><td></td><td>受給者住所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象児童氏名</td><td colspan="2">(1)</td><td colspan="2">(4)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)</td><td colspan="2">(5)</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3)</td><td colspan="2">(6)</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象児童数</td><td>人</td><td>支給
手当月額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">支給
開始年月</td><td>令和　　年　　月分から</td><td>証書番号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">令和　　年　　月　　日付けで請求のありました児童扶養手当については、上記のとおり認定しましたので通知します。

令和　　年　　月　　日

都道府県知事(福祉事務所長)
市 町 村 長(福祉事務所長)　　印

殿</td></tr>
</table>

◎　裏面の注意をよく読んで下さい。

（裏　　面）

注　意

1　児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込まれることになつています。

2　この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求をすることができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

3　この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村(都道府県)を被告として(訴訟において市町村(都道府県)を代表する者は市町村長(都道府県知事)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。